

平成28年11月3日の米軍北部訓練場周辺におけるヘリパッド建設工事に反対する主な抗議行動の概要と違法性(乙17ご参照)			
時間	被告の主張する抗議行動等の状況	原告の反論	被告の主張する違法性、警察の対応に対する反論
午前6時29分	抗議参加者らが、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入り口付近で、集会のため道路上に板を敷いて座り込む準備をするなどして、違法に道路の交通を妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通を阻害した。	当時行われていたのは、交通の妨害にならない場所に、集会参加者のための座席を設置するというものである。	高江オスプレイパット建設に反対する集会であり、憲法上保障される表現活動であり、警察の主張は、違法な警察権行使といわなければならない。
午前7時55分	抗議参加者20名が、国頭村在の採石場付近で工事車両等に対し、時には道路上で立ち塞がるなどして北部訓練場へヘリパッド建設反対のアピールを行ったもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	本件現場とは数十km離れた、全く無関係の場所である。本件車両の進行とは無関係である。	被告の主張は、反対行動全体に対して、これを組織的行動であるかの如く評価するものであり、共謀罪の先取りの弾圧の口実を主張するものであり、違法である。
午前7時59分	抗議参加者2名が、大宜味村在の国道58号津波交差点付近で工事車両等に対し、時には道路上へ飛び出すような態度をとるなどして北部訓練場ヘリパッド建設反対のアピール活動を行ったもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	同上	同上
午前8時14分	抗議参加者40名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、道路上に板を敷いて座り込む等して集会を開始し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	当時行われていたのは、交通の妨害にならない場所に、集会参加者のための座席を設置するというものである。	高江オスプレイパット建設に反対する集会であり、憲法上保障される表現活動であり、警察の主張は、違法な警察権行使といわなければならない。
午前9時16分	抗議参加者8名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)付近で車両5台を道路両側に駐車して大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の2ないし3ご参照)	本件現場とは数十km離れた、全く無関係の場所である。本件車両の進行とは無関係である。	被告の主張は、反対行動全体に対して、これを組織的行動であるかの如く評価するものであり、共謀罪の先取りの弾圧の口実を主張するものであり、違法である。
午前9時21分	抗議参加者70名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入り口付近で、道路上に板を敷いて座り込む等して集会を継続し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の1ご参照)	当時行われていたのは、交通の妨害にならない場所に、集会参加者のための座席を設置するというものである。	高江オスプレイパット建設に反対する集会であり、憲法上保障される表現活動であり、警察の主張は、違法な警察権行使といわなければならない。
午前9時27分	抗議参加者20名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)付近で車両5台を道路両側に駐車して大型車両の通行妨害を継続し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の2ないし3ご参照)	本件現場とは数十km離れた、全く無関係の場所である。本件車両の進行とは無関係である。	被告の主張は、反対行動全体に対して、これを組織的行動であるかの如く評価するものであり、共謀罪の先取りの弾圧の口実を主張するものであり、違法である。
午前9時47分	再度、抗議参加者らが、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)の北側付近で車両6台を道路両側に駐車して大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の4ご参照)	同上	同上

平成28年11月3日の米軍北部訓練場周辺において原告車両を留め置いた措置の状況(時系列)					
時間	場所	対応警察官	被告の主張する留め置き経過状況	被告の主張する原告の言動	原告の反論
午前10時18分	北側約30mゲート南	愛知県警察警察官	現場統括官指示を受け、愛知県警が中隊長指揮により県道70号線上北部訓練場メインゲート南側約30m地点で検問を開始した。		
午前11時38分			愛知県警察官が県道70号線を北上してきた原告車両に停止を求め、同車両はこれに応じて停止した。	◆警察官の停止の求め、免許証の提示に応じた。	免許証の提示を求められたことも、これを提示した事実もない。停止場所には先行して複数の車両が停止させられており、その後方に付く指示されたが、その後直ちに発進を命ぜられた。
午前11時40分	東村高江在高江橋南側約50m地点	警視庁警察官	◇警視庁警察官が県道70号線を北上してきた原告車両に停止を求め、同車両はこれに応じて停止した。 ◇原告の態度等から抗議参加者と認識し通過させた場合、工事車両等への危険かつ違法な妨害行為を行う可能性が高いと判断し留め置き措置を実施した。	◆警察官の停止の求めに応じた。 ◆警察官をカメラで撮影する行為 ◆警察官の行き先を尋ねる質問に対し「車両を止める根拠は。行き先や理由を聞く根拠は何か。」等と反抗的な態度を示すだけで、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにしなかった。 ◆原告は、弁護士バッジを付けた背広を後部座席に畳んで置いていたため、現場警察官は弁護士バッジの確認はできなかった。	旗をもった警察官が、車両前に立ちはだかり、停車させたものであって、求めに応じたものではない。質問を発する根拠説明を求めたが全く説明はなかった。
午後零時12分			◇現場からの要請を受け、同部隊の警視庁警察官がビデオカメラで原告車両の撮影を開始(12:12~13:45)した。 ◇12:23に私服捜査班が合流し、原告車両後方で警戒等を行った。	◆警察官をカメラで撮影する行為	違法な職務行為を保全したものである。ビデオ撮影を行った根拠も不明である。
午後零時15分			◇警視庁警察官が、原告の通過可能かの確認に際し、車両による通過は見合わせ、車両から降りて徒歩で向かうことは差し支えない旨申し向けるも、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことにはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じた。	◆原告の「通っていいか」の問いに、車両による通過を見合わせ、車両を降りて徒歩で向かうことは差し支えない旨回答したところ、「根拠は何か。責任者に根拠を示してもらったらどうか。この状況は国賠請求しますから」等と述べた。 ◆警察官が、所定方針に基づき原告に「歩いて向こうに行く意思はありますか」と申し向けたところ、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことにはしません。停止には従います」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1入口へ向かう理由等を明らかにすることはなかった。	N1方向に向かう理由を述べる必要性はない。停止を振り切れば、公務執行妨害を警告し、Uターンを行った車両に対しては、道交法違反で威圧を加える等の例が多数発生していた。任意に停車の応じたものではない。停止時の形状からいっても強制であることは明らかである。
午後零時55分			◇警視庁警察官が、原告の通過可能かの確認に際し、Uターンならば差し支えない旨もう仕向けるも、原告は「はい。私は向こうに行きます」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じた。	◆原告の「まだ止めるのか」との問いに、警察官が「Uターンしてもらうことはできませんか」と確認したところ、原告は「はい。私は向こうに行きます」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることはなかった。	進行を妨害する根拠については、何らの説明もなされなかった。
午後1時35分			◇警視庁警察官が、原告の通過可能かの確認に際し、歩いていくことかUターンすることは差し支えないが、あくまでも車両でN1入口に向かうのかの旨確認したところ、原告は「はい、お願いします」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じた。	◆原告の「あとどれくらいになるか責任者に聞いてもらっていいですか」との問いに対し、警察官が「もう一度確認しますが、歩いて行くかUターンすることはできませんか」と申し向けたところ、原告は「はい、お願いします」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1付近に向かう理由等を明らかにすることはなかった。	警察官が違法に警察権限を行使し、車両の運行を妨害したものであり、歩行、乃至Uターンの必要性はない。停止に従ったものではなく、進行方向に車止めを設置し、前後をビデオ撮影し、原告の進行を停止させ続けた。警察が停止を命ずる根拠はない。
午後1時50分			◇警視庁警察官が、原告の留め置きを終了し通過させた。		